

令和8年度トキ放鳥に向けた放鳥ケージ等の設計業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 実施の目的

令和8年度上半期に羽咋市で実施するトキの放鳥に向け、放鳥するトキの定着を図るため、佐渡から移送されたトキを放鳥場所に設置したケージ（以下、「放鳥ケージ」とする）で2週間程度飼育し、周囲の環境に慣れさせた上で放鳥する「ソフトリリース方式」による放鳥を予定している。

「ソフトリリース方式」で用いるケージの仕様については、原則として、令和6年9月に佐渡で実施された第31回放鳥で用いたケージの仕様を参考にすることとしているが、本県は佐渡とは野生生物の生息状況が異なることから、飼育期間中に野生動物がケージ内へ侵入しないよう、佐渡での獣害対策に加え、必要な追加対策を盛り込んだケージを設計する。

2 事業の概要

(1) 業務名

令和8年度トキ放鳥に向けた放鳥ケージ等の設計業務

(2) 業務場所

石川県羽咋市内

(3) 業務期間

契約締結の日から令和8年3月27日まで

(4) 業務内容

必要な獣害対策を盛り込んだ放鳥ケージの設計

(5) 契約上限額

2,900,000円（消費税及び地方消費税含む）

3 参加資格

- (1) プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている事業者であること。
- (2) 石川県内に本社、支社または営業所を有する法人または共同企業体（以下、「JV」とする）であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又はこれらの手続き中である者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはそれらの利益となり活動を行う者又は同法第2条第6号に規定する者が役員就任や経営関与等を行っている法人等でないこと。
- (7) 設計業務に關し、次の条件を満たしていること。
 - ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級又は二級建築士事務所の登録を受けていること。
 - イ 建築士法第26条第2項の規定により、当該建築士事務所の閉鎖命令を受けていないこと。

- (8) JVによる応募も可能とするが、JVを結成して応募する場合は、委託事業者全体を統括する代表者を定めた共同事業体協定書を締結し、石川県に1部提出すること。また、上記(1)～(6)の応募資格について構成員全員が、(7)の応募資格について設計業務を担当する構成員が満たすこと。
- (9) この事業に係るプロポーザルに参加する者は、他の共同事業体の構成員でないこと。

4 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、本実施要領、仕様書、参加申込書及び企画提案書の作成及び提出に関する事項に関してのみとし、評価及び審査に関する質問は受け付けないものとする。

- (1) 提出期限 令和7年12月10日午後5時まで（必着）

- (2) 提出方法

質問票（様式第1号）により、電子メールにて「担当部署」まで提出し、電話にて到達の確認をすること。メールの表題は、「令和8年度トキ放鳥に向けた放鳥ケージ等の設計業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領等への質問」とすること。

- (3) 回答方法

質問書に対する回答は、電子メールで送信する。なお、回答は、必要に応じて参加者全員に知られる場合がある。

【参考】想定スケジュール

令和7年12月 8日（月）：公示（公募開始）

12月10日（水）午後5時：質問書の提出期限

12月15日（月）午後5時：参加申込書提出期限

12月22日（月）午後5時：企画提案書提出期限

12月下旬（予定）：審査会（書面）

1月上旬（予定）：選定結果通知

5 参加申込書の提出

- (1) 提出書類

ア 参加申込書（様式第2号）

イ 納税証明書

- (2) 提出期限 令和7年12月15日午後5時まで（必着）

- (3) 提出方法 「担当部署」に持参又は郵送のこと。郵送の場合、期限日時までに必着

6 企画提案書の提出

- (1) 提出書類

ア 提案書【様式任意：A4横、横書き】

イ 配置図（放鳥ケージ及び獣害対策の配置平面図）【様式任意】

ウ イメージ図【様式任意】

エ 提案見積書【様式任意】

オ 業務実施工程表【様式任意】

カ 業務実施工程報告書【様式任意：A4版】

- (2) 提出期限 令和7年12月22日午後5時まで（必着）

(3) 提出方法 「担当部署」に持参又は郵送すること。郵送の場合、期限日時までに必着

(4) 提出部数 10部ずつ提出すること。※社名あり2部、社名なし8部

(5) 留意点

ア 本プロポーザルは、放鳥ケージにおける具体的な獣害対策について提案を求めるものである。

具体的な設計作業は、契約後に提案書に記載された具体的な獣害対策や審査委員の指摘事項を反映しつつ、発注者と協議の上、開始することとする。本実施要領に記載された事項以外の内容を含む提案書については、無効とする場合があるので、注意すること。

イ 企画提案書は、1事業者につき1提案とする。

ウ 提出後における提案書の内容変更、差替えや再提出は認めない。

エ 記載の内容については、提案者が特定されるような表現、ロゴ等を使用しないこと。

オ 参加申込書の提出後に辞退する場合は、参加辞退届（様式第3号）を電子メールにより提出すること。

7 企画提案書等の審査

企画提案書の審査については、事務局において書面にて実施する。（本業務の企画提案にかかるプレゼンテーションは実施しない）

8 提案者を選定するための選定基準

- (1) 下記の評価項目に従い、提出書類の内容を総合的に評価し、審議の上、最も優れた提案者を優先交渉権者として選定する。
- (2) 優先交渉権者に事故等があり、見積書の微収が不可能となった場合は、次点の者を優先交渉権者とする。
- (3) 提案者が1者の場合、提案者の合計点が満点の6割に達したときは、契約の相手方として選定する。

【評価項目】

審査項目	配点	審査基準
1 業務内容の理解度	20	<ul style="list-style-type: none">・事業目的を的確に把握し、目的実現のための手法等を提案しているか・石川県の要求する内容を満たしているか
2 企画力	30	<ul style="list-style-type: none">・提案された手法に十分な効果が見込まれるか
3 業務遂行力	30	<ul style="list-style-type: none">・業務を安定的に遂行する実施体制を有しているか・高度な専門性を有しているか・業務実施スケジュールは妥当か・過去の受託実績、業務実績等に鑑み、本委託業務遂行の見込みがあると認められるか
4 経費積算の妥当性	20	<ul style="list-style-type: none">・見積書の内容や算定根拠が明確に示され、仕様書に基づいた内容になっているか・企画内容に見合った経費となっているか
合計	100	

9 審査結果の通知及び公表

- (1) 通知日 令和8年1月上旬(予定)
- (2) 通知方法 参加申込者に書面により通知
- (3) 公表 石川県のウェブページにて掲載

※ 審査結果に対する質問、異議等については、一切受け付けない。

10 契約の締結

審査の結果、選定された優先交渉権者と、契約内容及び見積金額に係る協議を行い(提案書の趣旨を逸脱しない範囲内の内容変更等を含む。)協議が整い次第、速やかに見積りを徴収し、石川県財務規則に基づいて契約を締結する。

したがって、優先交渉権者の決定をもって提案書に記載された全内容を承認するものではない。

なお、優先交渉権者と契約が成立しない場合は、次点の者と契約の協議を行う。

11 契約及び支払条件

石川県財務規則第131条の規定に基づく。

12 失格事項

企画提案書等が次のいずれかに該当する場合は、失格となる。

- (1) 提出期限、提出場所又は提出方法に適合しない場合
- (2) 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しない場合
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (4) 虚偽の内容が記載されている場合
- (5) 見積額が契約上限金額を超過した場合

13 その他

- (1) 提案書等の作成及び提出に要した経費は、全て応募者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルの参加により、石川県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (3) 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。
- (4) 提出された書類は、返却しない。
- (5) 提出された書類は、本事業以外の目的で公開・使用しないものとし、審査作業等に必要な範囲において複製することがある。
- (6) 業務の詳細事項及び業務の進め方等については、石川県の指示に従うこと。
- (7) 期間中に、石川県から業務の中間報告を求められた時は、速やかに報告すること。
- (8) 採択された提案書の著作権は、石川県に帰属する。
- (9) 審査委員会の審査内容については開示しない。
- (10) 情報公開の請求に応じて、提案書等の情報開示を行う場合がある。
- (11) 書類の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本標準時及び計量法(平成4年法律第51条)に定める単位に限る。
- (12) 現地視察が必要な場合は、石川県に連絡し、敷地利用者の妨げにならない範囲で行うこと。
- (13) 提出期限後の書類の差替え及び再提出は認めない。

- (14) 参加申請書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できないものとする。やむを得ない理由により変更が生じた場合には、石川県と協議の上、変更の可否を決定するものとする。

14 担当部署

石川県庁 生活環境部自然環境課トキ共生推進室

〒920-8580

石川県金沢市鞍月1丁目1番地

電話：076-225-1508（直通）

FAX：076-225-1479

メールアドレス：e170500@pref.ishikawa.lg.jp